# 一社) プライベートコンサルタント協会入会申込書

年 月 日

私は、別紙「一般社団法人プライベートコンサルタント協会 会員規定」の内容に同意の上、貴協会に入会を申し込みます。

申込者	会社名 又 は 屋 号				
	<u></u> タリガナ				
	氏名				
	住 所	<del>-</del> -			
	連絡先	携帯電話			
		固定電話			
		Eメール	-ル @		
	会員紹介ページへの掲載希望の有無		望の有無	有・無	
	*写真掲載希望の有無			有 ・ 無	
	受講済の プライベートコンサルタント 養成講座			□ 東京アプレイザル □ TRINITY LABO. □ リーガルエステート	

# 一般社団法人プライベートコンサルタント協会会 員 規 定

2023年11月1日現在

# 第1条 (会員の定義)

- 1. 一般社団法人プライベートコンサルタント協会(以下「当協会」という)の会員と
- は、当協会が提供する会員向けサービスを受けるために、本規定に同意の上、当協会が定める所定の手続により会員登録を申込み、当協会が許諾した個人をいう。
- 2. 会員は、当協会の HP 掲載のプライバシーポリシーに同意することを条件とする。

# 第2条 (入会手続)

- 1. 入会を希望する者は、所定の入会申込書を当協会へ提出し、当協会は入会の可否を通知する。
- 2. 入会を許可された者は、次項に定める入会金及び会費を支払った時から当協会の会員としての 資格を取得する。
- 3. 当協会の入会金と会費を下記のとおり定める。なお、入会後、1年経過以降も同様に翌1年 分を一括払いするものとする。なお、振入手数料は会員の負担とする。

記

入 会 金 : 金10万円(税別)

会 費: 月額1万円(税別) 但し、1年分を前払いするものとする。

#### 第3条(会員向けサービス)

当協会は、下記に掲げる会員向けサービスを提供するものとする。なお、内容は随時更新し当協会 HP上で案内をするものとする。なお、各サービスを利用する権利は年度ごととし、利用しなかった権利は消滅し翌年に持ち越さないものとし、権利の買取又は払い戻しは行わないものとする。

- ① 研修動画の提供
- ② 事例研究発表会の開催
- ③ PCA チャンネル
- ④ 協会代表 青山との個別セッション
- (5) 会員間のオフ会(参加費用は各自負担)
- ⑥ 個別案件スポット相談(有料)
- ⑦ 個別案件のコンサルティング支援サービス(有料)
- ⑧ 会員主催セミナーへの講師派遣(有料)

#### 第4条(有料サービス)

当協会 HP に掲載する会員向けサービスのうち有料サービスを利用する場合、事前に当協会に申 し込みのうえ当社が指定する日までに所定の金額を当協会指定金融機関宛に振り込むものとする。 なお、振込手数料は会員の負担とする。

#### 第5条 (会員情報の管理)

- 1. 会員は、必要な登録情報のすべての項目に関して、正しい申告をするものとする。なお、内容 に幽幽部があったことにより会員に不利益が生じた場合でも、当協会は一切の責任を負わないものと する。
- 2. 会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当協会に申告するものとする。なお、当協会への申告が遅れたことにより会員に不利益が生じた場合でも、当協会は一切の責任を負わないものとする。
- 3. 当協会は、会員に会員専用ページで使用するパスワードを発行する。なお、当該パスワードの管理責任は会員が負うものとし、当協会は一切の責任を負わないものとする。
- 4. 会員は、第三者に対してパスワードの譲渡、売買、貸与することは出来ないものとする。

# 第6条 (契約期間)

当協会と会員の契約は、第2条第2項に定める会員資格取得した日から翌年 月末日までとする。但し、期間満了2か月前までに一方より申出なき場合は同一内容で1年間更新するものとし、2年目以降も同様とする。

#### 第7条 (退会・会員資格失効など)

- 1. 退会する場合は、当協会に退会届で提出するものとし、退会届が当協会に届いた日の翌月末を もって退会するものとする。なお、会費については退会日以降分を払い戻すものとし、会員が指定 の金融機関宛に振り込むものとする。なお、振込手数料は会員の負担とする。
- 2. 本契約に定める入会金、会費、有料サービス利用料金ににつき支払いが無き場合、督促状を発送し到達後2週間以内に所定の金額が支払われない場合は直ちに会員の資格を喪失する。
- 3. 本規定に違反した場合或いは下記事項に該当した場合や当協会が不適当と判断した場合、会員への事前通知、承諾なしに会員資格は直ちに失効し強制退会とする。
  - ① 法令に違反する行為
  - ② 公序良俗に反する行為
  - ③ パスワードを不正に使用する行為
  - ④ 他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
  - ⑤ 当協会の運営を妨害する行為
  - ⑥ その他、当協会が不適切と判断する行為

# 第8条 (著作権など)

1. 当協会がセミナー・研修等で使用するすべての資料・映像並びにチラシの著作権は、スリーナインコンサルティング株式会社に帰属し、当該会社の許諾なく複製、転載、流用、複写、Web 上

へのアップロード、第三者へ使用・閲覧させること等を禁止する。なお、会員が退会又は会員資格 失効した後においても同様とする。

2. 「第3の家族®」はスリーナインコンサルティング株式会社の登録商標であり、当協会の会員として在籍中に限り利用 することが認められる。

#### 第9条(個人情報について)

当協会は会員の個人情報を必要な保護措置を講じた上で取得し、当協会のサービス等のご案内、運営上の管理などに利用する。

# 第10条(免責事項など)

- 1. 天災地変、疫病疾病、通信回線障害、戦争行為、テロ行為等の不可抗力により会員向けサービスの提供出来ない場合、当協会は一切の責任を負わない。
- 2. 当協会の過失なくパスワードが第三者によって不正使用があった場合、それにより会員に 生じた損害について当協会は一切責任を負わない。
- 3. 会員は、当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当協会は一切責任を負わないものとする。

# 第11条(合意管轄など)

本規定に関連して当協会と会員との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条 (本規定の変更)

当協会は、本規定の内容を必要に応じ予告なくして改定することができるものとする。変更された本規定は、当協会のHP上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は、当該変更された本規定に拘束されるものとする。

なお、当該ページを確認しなかったことに起因する直接または間接に生じた損害について、当協会は、その内容の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとする。